

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

整理番号	63	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	63)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

健康保険法により保険医療機関等として指定を受けた事業者に関する情報を提供する方法の明確化

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

健康保険法により保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)として指定を受けた事業者に関する情報について、地方厚生局は、介護保険法に基づき事業者指定を行う都道府県等に対して、電子データでの提供が可能であることを明確化することを求める。

具体的な支障事例

地方厚生(支)局長により健康保険法の保険医療機関等に指定された医療機関(病院・診療所)・薬局は、「別段の申出」や健康保険法の指定取消処分を受けている場合を除き、介護保険法第71条第1項及び第115条の11の規定により、指定申請の手続なくして、同法による医療系サービスの事業者として指定をされたものとみなされる(「みなし指定」という。)

指定権者である都道府県等は、介護サービスを提供した指定事業者が報酬の支払いを受けられるよう、介護保険の保険者である市町村及び保険者から介護給付費の審査・支払事務の委託を受けた各都道府県国民健康保険団体連合会とみなし指定を含む指定情報を共有する必要があり、医療機関の指定情報を管理する地方厚生局と情報を共有する必要があるが、審査・支払事務が円滑に行われるためには正確かつ迅速な情報共有が求められる。

当県では当県を管轄する地方厚生局の内部ルールにより紙媒体での情報共有しか許されておらず、保険者や国保連との迅速な情報共有のため、毎月1回、担当者が当該厚生局に出向き、印刷された情報を持ち帰って介護保険システムへの手入力を行っており、時間外勤務が発生している。

隣都県の状況を調査したところ、提供されるデータは紙媒体やPDFファイル等のばらつきはあるものの、いずれも受領側でシステムへの手入力を要する形式で情報共有を受けているというものであった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

電子データでの受取が可能になることにより、手入力による業務負担や誤入力のリスクが軽減され、業務効率化が図られる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、相模原市、岐阜県、高知県、鹿児島市

○現状、当県では PDF ファイルでみなし指定事業所データをもっている。手入力による業務負担や誤入力の確認作業などがあり、相当程度時間を要する。
○当市においても、医師会・薬剤師会等へ個別に通知した後に、ホームページに通知を掲載しているが、人員配置や発出される通知の量の兼ね合いにより、必ずしも迅速に行えていない実情がある。

各府省からの第 1 次回答

地方厚生（支）局においては、可変電子データを提供する仕組みは実装されており、一部の地方厚生（支）局においては都道府県への可変電子データ提供の実例もあるところ。可変電子データでの提供が可能である旨の周知を行う。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

可変電子データでの提供が可能である旨の周知をいただけるとのこと感謝申し上げます。
早期に周知していただくとともに、可能である旨の周知に留まらず、確実に可変電子データで提供されるようお取り計らい願いたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第 2 次回答

周知の時期については、年度内の事務連絡等の発出を考えている。
内容については、厚生局に対して「指定一覧表については都道府県に対して可変可能な電子媒体により送付すること」といった事を記載した事務連絡により周知したいと考えている。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省】
（2）健康保険法（大 11 法 70）及び介護保険法（平 9 法 123）
健康保険法 63 条 3 項 1 号の規定により指定された保険医療機関又は保険薬局の一覧表については、都道府県等の事務負担を軽減するため、地方厚生（支）局から都道府県等に対して編集可能な形式の電子ファイルで送付するよう、地方厚生（支）局に令和 6 年度中に通知する。